**鳥取市オープンデータ推進基本方針**

平成２９年２月８日制定

|  |
| --- |
| 「オープンデータ」とは、機械判読に適したデータ形式で、（営利・非営利目的に関わらず）二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのことをいいます。 |

**１　趣旨**

　本方針は、鳥取市（以下「本市」という。）におけるオープンデータ推進の取り組みについて、基本的な方針を定めています。

**２　背景**

ブロードバンドネットワーク（高速で大容量の情報が送受信できる通信網）の普及により、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による経済成長効果は、産業部門のみならず、行政をはじめとする公的部門においても期待されているところです。

単なる情報の公開にとどまるものではなく、オープンデータとして公開することは、情報の連携が特に重要となる緊急時にも有用であると考えられています。

　本市においても、政府が策定した「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月4日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）及び「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成25年6月14日 閣議決定）を踏まえ、オープンデータの推進に取り組みます。

**３　目的**

　さらなる行政の透明性・信頼性の向上、業務の高度化・効率化を目指すことはもとより、オープンデータを公開することにより、アプリケーション開発や専門的なデータ解析などによる新しいサービスを提供するビジネスの創出に期待するとともに、オープンデータによって、市民協働での地域課題解決に役立てることにつなげていくことを目的とします。

**４　取り組みの方向性**

　本市の公式ウェブサイトにおいて公開されているデータなどの情報は、可能な限りオープンデータとして公開します。

　ただし、個人情報保護や個別法令などにおいて二次使用が制限されている情報は対象としません。

**５　オープンデータの基本ルール**

（１）機械判読に適したデータ形式

　　表の中に入っている数値、テキスト等が処理できるよう、コンピュータで処理が可能なフォーマット形式又は広く一般的に利用できるフォーマット形式を基本とします。

（２）二次利用が可能なデータの明示

　　データの二次利用を認めることを原則とし、クリエイティブコモンズを使用しデータ所有者が予め条件を付して許諾していることを明示します。

（３）二次利用のための情報等の周知

　　二次利用のために必要な利用条件、免責事項等は、利用規約等で明記します。

（４）データ等を取得する場合

　　本市が取得するデータや各種成果品等については、オープンデータとして公開可能となるよう、収集・調達時に予め調整します。

**６　その他**

　本方針の内容は、政府における新たなオープンデータ推進の方向性が示された場合やＩＣＴ関連技術の進展等に応じて、必要に応じて見直しを実施します。